明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・経済産業**一）　一

〔告　示〕

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件（**厚生労働**三三九）　三

○種苗法第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件（**農林水産**八五八）　三

○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**八五九）　三

○低騒音型建設機械の指定に関する件（**国土交通**六八九）　三

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**六九〇）　三

○排出ガス対策型原動機の認定に関する件（**同**六九一）　三

〔公　告〕

諸事項

官庁
税理士懲戒処分関係　一九

裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　二〇

特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式部材等製造者の認証関係　九五

地方公共団体
教育職員免許状失効の取消し、行旅死亡人関係　九六

会社その他

会社決算公告　九六

府令・省令

○内閣府・経済産業省令第二号

信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三十四条第二項の規定に基づき、信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年六月二十九日

内閣総理大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　二階　俊博

信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令

信用保証協会法施行規則（昭和二十八年大蔵・通商産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一目次を次のように改める。

目　次　頁

1．業務報告書 …… 2．収支計算書 …… 3．貸借対照表 …… 4．財産目録 ……

別紙様式第11．(5)イを次のように改める。

イ　基本財産

（単位　千円）

区分＼期別	前期末	当期増加中額	当期減少中額	当期末
基本金				
基金準備金		（　）		
計				

（記載上の注意）　基金準備金の当期中増加額欄の（　）には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で記載すること。

別紙様式第12．を次のように改める。

2．収支計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位　円）

科目	金額
経常収入	
保証料	××××
預け金利息	××××